

○厚生労働省令第百十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律
(令和五年法律第四十八号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
(健康保険法施行規則の一部改正)
第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章・第一章の二 (略)			第一章・第一章の二 (略)		
第二章 被保険者			第二章 被保険者		
第一節・第二節 (略)			第一節・第二節 (略)		
第三節 資格確認書、資格情報通知書等(第四十六条―第五十二条)			第三節 被保険者証等(第四十六条―第五十二条)		
第三章 第八章 (略)			第三章 第八章 (略)		
附則			附則		
(法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法)			(法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法)		
第一条の二 法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五十三条第一項第一号において同じ。)を送信する方法とする。			第一条の二 法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。		
(協会に対する情報の提供)			(協会に対する情報の提供)		
第二条の六 法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。			第二条の六 法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。		
一 (略)			一 (略)		
二 第二十四条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する資格確認書の訂正に関する事項			二 第二十四条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項		
三 三六 (略)			三 三六 (略)		
(保険者による被保険者情報の登録)			(保険者による被保険者情報の登録)		
第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣若しくは健康保険組合が法第三十九条第一項本文の確認を行った日(法第四十八条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日)、当該保険者が第四十二条の規定による届出を受けた日又は当該保険者が第四十二条の二の規定による届出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。			第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出又は届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。		
(氏名変更の届出)			(氏名変更の届出)		
第三十六条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、第四十七条第二項に規定する資格確認書(書面に限る。第四十七条第五項から第八項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条、第百五十五条の四及び第百五十八条の三において同じ。)の交付を受けている被保険者は、当該資格確認書を事業主に提出しなければならない。			第三十六条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出しなければならない。		

(保険者による被扶養者情報の登録)

第三十九条 第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出又は同条第二項本文の規定による届出（被扶養者に異動が生じたときに限る。）を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中「若しくは健康保険組合が法第三十九条第一項本文の確認を行った日（法第四十八条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）」、「当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日又は当該保険者が第四十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日」とあるのは「又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出（被扶養者に異動が生じたときに限る。）を受けた日」と、「確認、届出又は申出に係る被保険者」とあるのは「届出に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

第三節 資格確認書、資格情報通知書等

(資格確認書の交付等)

第四十七条 法第五十一条の三第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、申請者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

一 申請の年月日

二 申請者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号

三 申請に係る被保険者又はその被扶養者の氏名、生年月日及び被保険者等記号・番号又は個人番号（前号に掲げる事項を除く。）

四 申請の理由

五 その他保険者が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めるものがある場合には、その旨

2 | 保険者は、前項の規定による交付又は提供の申請があつたときは、申請者に対し、法第五十一条の三第一項に規定する書面（次項各号に掲げる事項を記載した様式第九号によるものに限る。）であつて複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法（第四項に規定するものであつて、様式第九号により表示することができるものに限る。）により提供しなければならぬ。この場合において、当該書面又は当該電磁的方法により提供されたもの（以下「資格確認書」という。）の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において保険者が定めるものとする。

3 | 法第五十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付又は提供に係る被保険者又はその被扶養者の氏名、性別及び生年月日

二 被保険者等記号・番号及び被保険者番号並びに保険者の名称

三 資格取得年月日及び資格確認書の交付又は提供の年月日

四 一部負担金の割合又は百分の百から法百十条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び発効期日（交付又は提供に係る被保険者又はその被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該被保険者又はその被扶養者が高齢受給者証（第五十二条第一項に規定する高齢受給者証をいう。第五十一条の三第一項第三号において同じ。）の交付を受けていないときに限る。）

(保険者による被扶養者情報の登録)

第三十九条 第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中「機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出」と、「又は申出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

第三節 被保険者証等

(被保険者証の交付)

第四十七条 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

一 法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った旨

二 事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨

三 第二十四条の三第一項の届書を受理した旨

(新設)

(新設)

2 | 健康保険組合は、次に掲げる場合においては、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

一 法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき。

二 被保険者等記号・番号を変更したとき。

三 第二十四条の三第一項の届書を受理したとき。

(新設)

五| 有効期限

六| 被保険者の氏名（被扶養者に係るものに限る。）

七| その他保険者が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めたもの

4| 法第五十一条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。

5| 保険者は、第二項の規定により申請者（任意継続被保険者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）に資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。

6| 前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、事業主は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

7| 第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行ふものとする。

一| 令第四十一条第九項の規定による保険者の認定に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十九条第八項の意思を表示した場合を除く。）

二| 令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくは二、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二の規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の二において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百三条の二第四項の意思を表示した場合を除く。）

三| 令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の二第二項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百五条第三項の意思を表示した場合を除く。）

8| 保険者は、第二項の規定により申請者（任意継続被保険者に限る。以下この項において同じ。）に資格確認書を交付しようとするときは、これを申請者に送付しなければならない。

（資格確認書の訂正）

第四十八条 被保険者（資格確認書の交付を受けているものであつて、当該被保険者又はその被扶養者が電子資格確認（法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）を受けることができない状況にあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があつたとき

（新設）

3| 保険者は、第一項又は前項の規定により被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

4| 前項本文の規定による被保険者証の送付があつたときは、事業主は、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

（新設）

5| 保険者は、第一項又は第二項の規定により任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。

（被保険者証の訂正）

第四十八条 被保険者は、被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、被保険者証を被保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行ふものとする。

は、遅滞なく、資格確認書を保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。

2 保険者は、前項の規定による資格確認書の提出があつたときは、遅滞なく、その事項を訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

3 前二項の規定による資格確認書の提出及び返付は、被保険者が任意継続被保険者である場合は、事業主及び厚生労働大臣を経由することを要しない。

(資格確認書の再交付)

第四十九条 被保険者は、資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請することができる。

一 三 (略)

2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。

3 保険者は、第一項の規定による申請を受けたときは、資格確認書を被保険者に再交付しなければならない。

4 被保険者は、資格確認書の再交付を受けた後、失つた資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を保険者に返納しなければならない。

5 第一項の規定による資格確認書の再交付の申請、第三項の規定による資格確認書の再交付及び前項の規定による資格確認書の返納は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

6 前項本文の規定にかかわらず、第三項の規定による資格確認書の再交付は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

(資格確認書の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して保険者に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

4 任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

2 保険者は、前項の規定による被保険者証の提出があつたときは、遅滞なく、その事項を訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

3 前二項の規定による被保険者証の提出及び返付は、被保険者が任意継続被保険者である場合は、事業主及び厚生労働大臣を経由することを要しない。

(被保険者証の再交付)

第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 三 (略)

2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

3 保険者は、第一項の規定による申請を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に再交付しなければならない。

4 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を保険者に返納しなければならない。

5 第一項の規定による被保険者証の再交付の申請、第三項の規定による被保険者証の再交付及び前項の規定による被保険者証の返納は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

6 前項本文の規定にかかわらず、第三項の規定による被保険者証の再交付は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

(被保険者証の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

4 任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

5 保険者は、第二項又は前項の規定により資格確認書の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。

6 保険者は、前項の規定により被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に交付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に交付することができる。

7 事業主は、前項の規定により資格確認書の送付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 保険者は、第五項の規定により任意継続被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

(被保険者資格証明書)

第五十条の二 厚生労働大臣は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、第二十四条の四の規定による被保険者情報の登録(第三十九条において準用する場合を含む。第三項において同じ。)又はこの省令の規定による資格確認書の交付、提供、返付若しくは再交付(第三項において「交付等」という。)が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、第五十三条の規定にかかわらず、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者情報の登録が行われたことを確認したとき、資格確認書の交付等を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

(資格確認書の返納)

第五十一条 事業主は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、資格確認書を回収して、これを被保険者に返納しなければならない。この場合、被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。一 被保険者が、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一 被保険者(資格確認書の交付を受けているものに限る。以下この条において同じ。)が資格を喪失したとき。

二 四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)又は第四号に掲げる場合において事業主が返納すべき資格確認書は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届(同号に掲げる場合にあつては、第二十九条の二第一項の届書。以下この項において同じ。)に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合においては、五日以内に、資格確認書を事業主に提出しなければならない。

一 四 (略)

5 保険者は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。

6 保険者は、前項の規定により被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に交付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に交付することができる。

7 事業主は、前項の規定により被保険者証の送付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 保険者は、第五項の規定により任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

(被保険者資格証明書)

第五十条の二 厚生労働大臣は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

(被保険者証の返納)

第五十一条 事業主は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを被保険者に返納しなければならない。この場合、被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。一 被保険者が、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一 被保険者(資格証明書の交付を受けているものに限る。以下この条において同じ。)が資格を喪失したとき。

二 四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)又は第四号に掲げる場合において事業主が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届(同号に掲げる場合にあつては、第二十九条の二第一項の届書。以下この項において同じ。)に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合においては、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

一 四 (略)

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により資格確認書を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、資格確認書を保険者に返納しなければならない。ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行った者において資格確認書を返納しなければならない。

(法第五十一条の三第二項の厚生労働省令で定める方法)

第五十一条の二 法第五十一条の三第二項の厚生労働省令で定める方法は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された第四十七条第三項各号に掲げる事項を様式第九号により映像面に表示する方法とする。

(資格情報通知書による通知)

第五十一条の三 保険者は、被保険者の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至つた被保険者に対し、当該被保険者又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録(以下「資格情報通知書」という。)により通知しなければならない。

一 当該通知に係る被保険者又はその被扶養者の氏名

二 被保険者等記号・番号、保険者番号及び保険者の名称

三 一部負担金の割合又は百分の百から法百十条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合並びに有効期限及び発効期日(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者又はその被扶養者であつて、高齢受給者証の交付を受けていないものに係るものに限る。)

四 資格取得年月日及び通知年月日

2 保険者は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第九十八条の二第七項、百三条の二第五項及び第六項、百五条第四項及び第五項並びに百六条第一項を除き、以下同じ。)、保険薬局等(法第六十三条第三項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る被保険者又はその被扶養者は、個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)とともに、資格情報通知書又は番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3 第一項の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。次項において同じ。)に対する通知は、事業主を通じて行わなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を保険者に返納しなければならない。ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

(新設)

(新設)

4 事業主は、前項本文の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。）について準用する。

（資格情報通知書による再通知）

第五十一条の四 被保険者（資格確認書の交付又は提供を受けているものを除く。以下この条において同じ。）は、資格情報通知書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出して、その再通知を申請することができる。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名及び生年月日

三 再通知申請の理由

2 保険者は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る被保険者又はその被扶養者の資格に係る情報を、資格情報通知書により被保険者に再通知しなければならない。ただし、当該被保険者又はその被扶養者が番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて前条第一項各号に掲げる事項を取得できる場合において、その取得できる旨をあらかじめ当該被保険者に通知したときは、この限りでない。

3 第一項の規定による申請及び前項の規定による再通知は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

4 前項本文の規定にかかわらず、第二項の規定による再通知は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

（高齢受給者証の交付等）

第五十二条 保険者は、被保険者が法第七十四条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける場合又はその被扶養者が法第一百条第二項第一号八若しくは二の規定の適用を受ける場合であつて、当該被保険者又はその被扶養者が資格確認書（一部負担金の割合又は百分の百から同号八若しくは二に定める割合を控除して得た割合が記載され、又は記録されていないものに限る。）の交付又は提供を受けているときは、当該被保険者に様式第十号による高齢受給者証を有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 （略）

4 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「申請することができる」とあるのは、「申請しなければならない」と読み替えるものとする。

（法第六十三条第三項の厚生労働省令で定める方法）

第五十三条 法第六十三条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法

二 資格確認書を提出し、又は提示する方法

三 処方せんを提出する方法（保険薬局等から療養を受けようとする場合に限る。）

（新設）

（高齢受給者証の交付等）

第五十二条 保険者は、被保険者が法第七十四条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けるとき、又はその被扶養者が法第一百条第二項第一号八若しくは二の規定の適用を受けるときは、当該被保険者に様式第十号による高齢受給者証を有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合又は百分の百から法第一百条第二項第一号八若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 第四十七条第三項から第五項まで、第四十八条から第五十条まで及び前条第三項から第五項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

（法第六十三条第三項の厚生労働省令で定める方法）

第五十三条 法第六十三条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

（新設）

一 被保険者証を提出する方法

二 処方箋を提出する方法（保険薬局等（法第六十三条第三項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする場合に限る。）

四 保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居室における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

五 其他厚生労働大臣が定める方法

2 被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（保険者に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することという。以下同じ。）を受けることができる場合及び資格確認書（一部負担金の割合が記載され、又は記録されているものに限る。）を提出し、又は提示する場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までに定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

（家族療養費の支給）

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十八条、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三から第六十二条の五まで、第六十四条から第六十六条まで、第八十三条、第九十九条、第百三条の二及び第百五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第百十条第二項第一号ハ又は二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

（家族訪問看護療養費の支給）

第九十四条 第五十三条、第六十五条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第八十三条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第百十条第二項第一号ハ又は二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

三 保険医療機関等（法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第九十八条の二第七項、第百三条の二第五項及び第六項、第百五条第四項及び第五項並びに第百六条第一項を除き、以下同じ。）、保険薬局等又は指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居室における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第十三条第三項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

（新設）

2 被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（保険者に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することという。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

（家族療養費の支給）

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十八条、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三から第六十二条の五まで、第六十四条から第六十六条まで、第八十三条、第九十九条、第百三条の二及び第百五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と読み替えるものとする。

（家族訪問看護療養費の支給）

第九十四条 第五十三条、第六十五条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第八十三条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と読み替えるものとする。

(特定疾病の認定の申請等)
第九十九条 (略)

2・3 (略)

4 保険者は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、当該認定を受けた被保険者であつて、当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対し、様式第十三号による特定疾病療養受療証又は当該認定に係る情報が記載され、若しくは記録された資格確認書(当該被保険者が記載又は記録を求めた場合に限る。)を交付しなければならない。

5 (略)

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号(資格確認書に当該認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。)及び第三号に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7・8 (略)

9 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。)中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第九十九条第八項の意思表示をしない者」と、第四十七条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第九十九条第八項の意思表示をしない者」と、第四十九条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第九十九条第八項の意思表示をしない者」と読み替えるものとする。

(限度額適用の認定等)

第一百零三条の二 保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、限度額適用認定を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額適用認定を取り消さなければならない。

2

保険者は、限度額適用認定を受けた被保険者であつて、様式第十三号の二による限度額適用認定証の交付を受けようとするもの(当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書(当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていないものに限る。)の交付又は提供を受けているものに限る。)から申請者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証を交付しなければならない。

(特定疾病の認定の申請等)
第九十九条 (略)

2・3 (略)

4 保険者は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第十三号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

5 (略)

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第五十三条(第一項第三号を除く。)に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7・8 (略)

9 第四十七条第三項から第五項まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十一条第三項から第五項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十七条第三項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。)中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第九十九条第八項の意思表示をしない者」と、第四十七条第三項、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第九十九条第八項の意思表示をしない者」と読み替えるものとする。

(限度額適用の認定等)

第一百零三条の二 保険者は、被保険者が令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この項及び第五十条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。)を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくは二、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二の規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第一号から第四号までのいづれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「限度額適用認定」という。)を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額適用認定を取り消さなければならない。

2

保険者は、限度額適用認定を受けた被保険者であつて、様式第十三号の二による限度額適用認定証の交付を受けようとするものから申請者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証を交付しなければならない。

3・4 (略)

5 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）及び第三号に規定する方法により被保険者であることとの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 (略)

7 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条 (略)

2 保険者は、前項の申請に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行ったときは、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた被保険者であつて、当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対し、様式第十四号による限度額適用・標準負担額減額認定証又は当該限度額適用・標準負担額減額認定に係る情報が記載され、若しくは記録された資格確認書（当該被保険者が記載又は記録を求めた場合に限る。）を有効期限を定めて交付し、又は提供しなければならない。

3 (略)

4 限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用・標準負担額減額認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）及び第三号に規定する方法により被保険者であることとの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3・4 (略)

5 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第五十三条（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることとの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 (略)

7 第四十七条第三項から第五項まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十一条第三項から第五項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第三項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と、第四十七条第三項、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条 (略)

2 保険者は、前項の申請に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行ったときは、様式第十四号による限度額適用・標準負担額減額認定証を有効期限を定めて交付しなければならない。

3 (略)

4 限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が、第五十三条（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることとの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、同条第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と読み替えるものとする。

(受給資格者票に係る準用)

第二百一十一条 第四十八条（第三項を除く。）の規定は受給資格者票の訂正に、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があったとき」とあるのは「その氏名、性別、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があったとき」とあり、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、同条第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十二条 第四十八条（第三項を除く。）の規定は特別療養費受給票の訂正に、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）の規定は特別療養費受給票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があったとき」とあるのは「その氏名、性別、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があったとき」とあり、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、同条第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と読み替えるものとする。

(受給資格者票に係る準用)

第二百一十一条 第四十八条（第三項を除く。）の規定は受給資格者票の訂正に、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき」とあり、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十二条 第四十八条（第三項を除く。）の規定は特別療養費受給票の訂正に、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）の規定は特別療養費受給票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき」とあり、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条、第七十一条、第七十二条、第八十一条、第八十二条、第八十四条（第七項を除く。）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く。）、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条の二から第九十九条の五まで、第一百六条から第一百十条まで、第一百十二条及び第一百十二条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、「被保険者等記号・番号」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十九条第四項	当該認定を受けた被保険者であつて、当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているもの	日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）	
	特定疾病療養受療証又は当該認定に係る情報が記載され、若しくは記録された資格確認書（当該被保険者が記載又は記録を求めた場合に限る。）	特定疾病療養受療証	
第九十九条第六項	(略)	(略)	
	第五十三条第一項第二号（資格確認書に当該認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）及び第三号に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、	当該療養を受けようとするときは、受給資格者票若しくは特別療養費受給票又は処方せんに添えて、	
(略)	(略)	(略)	

(準用)

第三百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第三十六條まで、第六十九条、第七十一条、第七十二条、第八十一条、第八十二条、第八十四条（第七項を除く。）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く。）、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条まで（第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項を除く。）、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第一百六条から第一百十條まで、第一百十二条及び第一百十二条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

[illegible]

2 (略)

3 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)、第五十条(第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。)、及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十八条第二項を除く。中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくは」とあるのは「その氏名、性別、住所若しくは居所又は」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

4 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)、第五十条(第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。)、及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十八条第二項を除く。中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくは」とあるのは「その氏名、性別、住所若しくは居所又は」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)、第五十条(第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。)、及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十八条第二項を除く。中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

4 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)、第五十条(第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。)、及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十八条第二項を除く。中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

5 第四十八条（第三項を除く）、第四十九条（第五項及び第六項を除く）、第五十条第二項第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十八条第二項を除く。）中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくは」とあるのは「その氏名、性別、住所若しくは居所又は」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「その場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならぬ」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならぬ」とあるのは「訂正し、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、被保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）に返付しなければならぬ」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第四十九条第一項中「申請することができ」とあるのは「申請しなければならない」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第二号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

(口座振替による納付に係る納入告知書の送付)

第四百四十三条 厚生労働大臣は、法第百六十六条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料の納付に關し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録により通知をしたときは、この限りでない。

(健康保険印紙購入通帳)

第百四十五条 適用事業所の事業主であつて日雇労働者を使用する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、様式第十八号の健康保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。ただし、既に健康保険印紙購入通帳の交付を受け、これに余白があるときは、この限りでない。

事業所整理記号（健康保険組合が管掌する健康保険の事業主にあつては、被保険者等記号）

2
(略)

第四十八條（第三項を除く）、第四十九條（第五項及び第六項を除く）、第五十條第二項第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第二百二十二條の規定は、日雇特別被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十八條第二項を除く。）中「被保険者」とあるのは、「日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八條第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ。」の場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならぬ」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であつた者を含む。）」に返付しなければならない」と、第五十條第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第二百二十二條第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九條第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九條第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替へるものとする。

(口座振替による納付に係る納入告知書の送付)

第百四十三条 厚生労働大臣は、法第百六十六条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百五十三条の五において同じ。）により通知をしたときは、この限りでない。

(健康保険印紙購入通帳)

第三百四十五条 適用事業所の事業主であつて日雇労働者を使用する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、様式第十八号の健康保険印紙購入通帳の交付を受けなければならぬ。ただし、既に健康保険印紙購入通帳の交付を受け、これに余白があるときは、この限りでない。

一 事業所整理記号（健康保険組合が管掌する健康保険の事業主にあつては、被保険者証の記号）

2
(略)

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)
第百五十五条の四 (略)

2 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、資格確認書、船員保険法第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 (略)

3 7 (略)

(法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限)

第百五十八条の三 法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 十七 (略)

十八 第四十八条第一項の規定による資格確認書の受領

十九 二十 (略)

二十一 第五十一条第一項の規定による資格確認書の受領

二十二 四十 (略)

(法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第百五十九条の十 法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 (略)

2 (略)

(削る)

3 4 (略)

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)
第百五十五条の四 (略)

2 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 (略)

3 7 (略)

(法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限)

第百五十八条の三 法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 十七 (略)

十八 第四十八条第一項の規定による被保険者証の受領

十九 二十 (略)

二十一 第五十一条第一項の規定による被保険者証の受領

二十二 四十 (略)

(法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第百五十九条の十 法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

(特例退職被保険者の資格取得の申出)

第百六十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の申出を行う者が旧国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるときは、第一項の申出は、前項の規定にかかわらず、その被保険者証を提示して、これを行うことができる。

4 5 (略)

様式第三号(第二十四条関係)

(表面)

様式コード		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届							
2	200	令和 年 月 日提出									
提出者記入欄	事業所 整理記号	事業所 番 号									
	事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒									
	事業所 名 称										
	事業主 氏 名										
	電話番号	()									
社会保険労務士記載欄											
氏 名 等											

被保険者 1	① 被保険者 整理番号	② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円		⑩ 備 考					
	㊨(現物) 円								
	⑪ 住 所	〒						⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要

被保険者 2	① 被保険者 整理番号	② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円		⑩ 備 考					
	㊨(現物) 円								
	⑪ 住 所	〒						⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要

被保険者 3	① 被保険者 整理番号	② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円		⑩ 備 考					
	㊨(現物) 円								
	⑪ 住 所	〒						⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要

被保険者 4	① 被保険者 整理番号	② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊧) 円		⑩ 備 考					
	㊨(現物) 円								
	⑪ 住 所	〒						⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要

様式第三号、様式第三号の二、様式第七号から様式第十号まで及び様式第十三号から様式第十四号までを次のように改める。

(裏面)

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-------	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号：提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。
②氏名：氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。
③生年月日：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤昭和						
7. 平成	6	3	0	5	0	3
9. 令和						

④種別：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

- ⑥個人番号(基礎年金番号)：本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。
- ⑦取得(該当)年月日：適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。
- ⑧被扶養者：健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。
「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。
- ⑨報酬月額：「㊦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。
※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。
「㊧(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。
- ⑩備考：必要に応じて記入してください。
- ⑪住所：住所を記入してください。
※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。
- ⑫資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

備考1：この用紙は、A列4番とすること。
2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第三号の二(第二十四条関係)

様式コード2200									
□健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・厚生年金保険70歳以上被用者該当届									
1. 個人番号 				2. 被保険者生年月日 元号年 月 日 - (5昭和) (7平成) (9令和)				3. 性別 (1男) (2女)	
4. 被保険者氏名 				フリガナ(カタカナ) 					
5. 変更後の氏名 				フリガナ(カタカナ) 					
17. 社会保険事業所整理記号 -				18. 社会保険事業所番号 		19. 社会保険被保険者整理番号 		20. 種別 (1男 5男(基金)) (2女 6女(基金)) (3坑内員 7坑内員(基金))	
21. 社会保険資格取得区分 (1健康・厚年) (3共済出向)				22. 基礎年金番号(個人番号を記入した場合は、記入は不要です。) -				23. 社会保険資格取得年月日 元号年 月 日 - (5昭和) (7平成) (9令和)	
24. 被扶養者 0無 1有 25.報酬月額 (通貨)円 (現物)円 合計円				26. 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1 70歳以上被用者該当 4 退職後の継続再雇用者の取得 2 二以上事業所勤務者の取得 5 その他(3 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)					
27. 被保険者の住所(個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。)									
郵便番号		-						(1海外在住理由: 2短期在留 3その他())	
28. 資格確認書発行要否(資格確認書の発行之が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。)									
□発行が必要		※以下に該当する場合に限ります。 ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者							
29. 被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)									
被保険者氏名(ローマ字)[続き]									
36. 漢字氏名 (フリガナ (氏) (名))				37. 通称名 (フリガナ (氏) (名))					
38. ローマ字氏名をお持ちでない理由				35. 住民票の有無 (1有) (2無)					
□短期在留者のため □海外に住所を有している者であるため □在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため □その他(理由)									
43. 事業所名称									
令和 年 月 日提出									
住 所 〒									
事 業 主 氏 名									
電話番号									
社会保険労務士記載欄		氏 名							

様式第七号(第二十八条関係)

様式コード	
2	2 / 0 / 7
届書コード	
2	0 7

健康保険
厚生年金保険
被保険者氏名変更届

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 個人番号(又は基礎年金番号)	④ 生 年 月 日
※			昭. 5 平. 7 令. 9 年 月 日
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)	(氏) (フリガナ)	(名)	送 信
		変更前の氏名	⑤ 備考
		(氏)	

令和 年 月 日 提出

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電 話	届書記入の個人番号に誤りがなかったことを確認しました。 〒 _____ (局) 番
---------------------------------	---

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますので、ご覧ください。
※ 印欄は記入しないでください。

社会保険労務士記載欄	
氏名等	

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。
2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

昭	5	年	2	0	2	0	7	日
平	7							
令	9	3						

のように記入してください。

3. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。
4. ⑥は、被保険者整理番号又は基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。
5. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第八号(第二十九条関係)

(表面)

様式コード 2201		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届		
令和 年 月 日提出						
提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号				
	届書記入の個人番号に誤りが無いことを確認しました。					
	事業所所在地					
	事業所名称					
	事業主氏名					
電話番号 ()						
社会保険労務士記載欄						
氏名等						

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年月日	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
	④ 個人番号 [基礎年金番号]	⑤ 喪失年月日	9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡(令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 枚 返不能 枚		⑧ 70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	

被保険者2	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年月日	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
	④ 個人番号 [基礎年金番号]	⑤ 喪失年月日	9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡(令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 枚 返不能 枚		⑧ 70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	

被保険者3	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年月日	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
	④ 個人番号 [基礎年金番号]	⑤ 喪失年月日	9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡(令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 枚 返不能 枚		⑧ 70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	

被保険者4	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生年月日	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
	④ 個人番号 [基礎年金番号]	⑤ 喪失年月日	9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡(令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 枚 返不能 枚		⑧ 70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤ 昭和		年		年		日
7. 平成	6	3	0	3	0	3
9. 令和						

④個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。なお、「死亡」による資格喪失の場合は、基礎年金番号を記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑤喪失年月日 : 下図を参照し、喪失年月日を記入してください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤の当日 雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による資格喪失	社会保障協定発効の当日 相手国法令の適用となった日の翌日

⑥喪失(不該当)原因 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を()内に記入してください。

4. 退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5. 死亡	死亡した場合
7. 75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9. 障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
11. 社会保障協定	社会保障協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失する場合

⑦備考 : 必要に応じて記入してください。

⑧70歳不該当 : 70歳以上の方の場合、「□70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日を記入してください。
在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第八号の二(第二十九条関係)

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険70歳以上被用者不該当届

様式コード2201

1. 個人番号

[illegible]

10. 被保険者氏名

フリガナ(カタカナ)

--

[illegible]

12. 生 年 月 日

(大正 昭和)
(平成 令和)

年 月 日

17. 社会保険事業所整理記号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

18. 社会保険事業所番号

--	--	--	--	--

19. 社会保険被保険者整理番号

18. 你如何安排你的日常起居？

20. 基礎年金番号(個人番号を記入した場合は、記入は不要です。)

				—						
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

21. 社会保険喪失年月日

	—						
--	---	--	--	--	--	--	--

$$\begin{pmatrix} 5 & \text{昭和} \\ 7 & \text{平成} \\ 9 & \text{令和} \end{pmatrix}$$

22. 社会保険喪失原因

☐ (4 退職等(令和 年 月 日退職等)
 5 死亡(令和 年 月 日死亡)
 7 75歳到達(健康保険のみ喪失)
 9 障害認定(健康保険のみ喪失)

23. 備考

該当する項目を○で囲んでください。

- 1 二以上事業所勤務者の喪失
2 退職後の継続再雇用者の喪失
3 その他()

24. 資格確認書回収

添付 _____ 枚

返不能_____枚

※資格確認書を回収できない場合は、必ず「資格確認書回収不能届」をご提出ください。

25. 70歳以上不該当

(チェックを入れて、退職日または死亡日を記入してください)

(5 昭和)
 (7 平成)
 (9 令和)

元号 年 月 日

35. 事業所名称

--

令和 年 月 日提出

住所 〒

事業主氏名

電話番号

社会保険 労働務 記載欄		氏 名

様式第九号(1) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険資格確認書									
本人 (被保険者)									
年 月 日交付									
記 号	番 号			(枝番)					
氏 名									
性 別									
生 年 月 日	年 月 日								
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日								
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割			年 月 日					
有 効 期 限									
保 険 者 番 号									
保 險 者 名 称	印								

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【特記欄： 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】 ｝

署名年月日： 年 月 日

本人署名 (自筆)： 家族署名 (自筆)：

様式第九号(2) (第四十七条関係)
(表 面)

健康保険資格確認書									
本人 (被保険者) 年 月 日交付									
記 号	番 号			(枝番)					
氏 名									
性 別									
生 年 月 日	年 月 日								
資格取得年月日	年 月 日								
一部負担金の割合 発効年月日	割		年 月 日						
限度額区分 発効年月日			年 月 日						
長期入院該当			年 月 日						
特定疾病区分 発効年月日			年 月 日						
有効期限									
保険者番号									
保険者名称									印

- 備考
- この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
 - 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 - 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができる。
 - 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出すること。
 - 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証)に示す割合であること。
 - 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することが出来ます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・じん脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

備考

1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
 2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
 - また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」と記載すること。
 5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅣVの場合は「C」と記載すること。
 6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
 7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
 8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日

- 日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (4) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (5) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (6) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (7) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (8) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (9) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(3) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険資格確認書	本人(被保険者)	年	月	日	交付
記号	番号	(枝番)			
氏名	別	年	月	日	
生年月日	資格取得年月日	年	月	日	
一部負担金の割合・発効年月日	割	年	月	日	
有効期限	年	月	日		
保険者番号					
保険者名称					
印					

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

- るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

家族署名 (自筆) :

備考

1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

4. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。

5. 4に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(控)」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の若で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ(控)Ⅰ」と記載すること。

6. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。

7. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

8. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

9. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出又は提示すること。
- (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いるこ

とはできないこと。

(4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証)に示す割合であること。

(5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

(6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

(7) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

(8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

(9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

(10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(5) (第四十七条関係)

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}臓・小腸・眼球 】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）：
家族署名（自筆）：

(表 面)

健康保険資格確認書			
本人（被保険者） 年 月 日 交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日		
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	印		

- 備考 1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(6) (第四十七条関係)

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）：
家族署名（自筆）：

(表 面)

健康保険資格確認書			
本人（被保険者） 年 月 日 交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
限 度 額 区 分 発 効 年 月 日		年 月 日	
長期入院該当		年 月 日	
特 定 疾 病 区 分 発 効 年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	印		

- 備考 1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
- (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6 歳の誕生日の前日以後の最初の 3 月 31 日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の 2 割であること。また、70 歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに 1 か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに 1 か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したときには、5 日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(7) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険資格確認書

家族 (被扶養者)

年 月 日交付

記 号

番 号

(枝番)

氏 名

性 別

生 年 月 日

年 月 日

認 定 年 月 日

年 月 日

被 保 険 者 氏 名

一部負担金の割合
発 効 年 月 日

割

年 月 日

有 効 期 限

保 險 者 番 号

保 險 者 名 称

印

(裏面)

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができ、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臟・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

- 備考
1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
 2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその所要の調整を加えることができる。
 4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(8) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険資格確認書									
家族 (被扶養者)									
年 月 日交付									
記 号		番 号		(枝番)					
氏 名									
性 別									
生 年 月 日		年 月 日							
認 定 年 月 日		年 月 日							
被 保 険 者 氏 名									
一部負担金の割合		割		年 月 日					
限 度 額 区 分 日		年 月 日							
長 期 入 院 該 当		年 月 日							
特 定 疾 病 区 分 日		年 月 日							
有 効 期 限									
保 険 者 番 号									
保 險 者 名 称		印							

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することが出来ます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}脾臓・^{さい}小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名 (自筆)： 家族署名 (自筆)：

備考

1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。

4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」(70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ（境）」と記載すること。

5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。

6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。

(3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生

日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

(4) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

(5) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

(6) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特別退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

(7) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特別退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

(8) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

(9) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(9) (第四十七条関係)

(表 面)

健康保険資格確認書	家族 (被扶養者)	年 月 日	交付
記 号 氏 名	番 号	(枝番)	
性 別	年 月 日	年 月 日	
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
認 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
被 保 險 者 氏 名	割	年 月 日	
一部負担金の割合・発効年月日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
保 險 者 番 号			
保 險 者 名 称			
印			

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

備考

1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができる。
5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの）場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(10) (第四十七条関係)

健康保険資格確認書	家族(被扶養者)	年 月 日 交付
記 氏 名 別	番 号	(枝番)
性 別		
生 年 月 日	年 月 日	
認 定 年 月 日	年 月 日	
被 保 險 者 氏 名	年 月 日	
一部扶養金の割合・発効年月日	年 月 日	
限度額区分・発効年月日	年 月 日	
長期入院該当	年 月 日	
特定疾病区分・発効年月日	年 月 日	
有 効 期 限		
保 険 者 番 号		
保 険 者 名 称		

割

--	--	--	--	--	--	--	--

印

(裏面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができ
ます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【特記欄：

署名年月日： 年 月 日

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

備考

1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えられるものとする。
 2. 大きさは、縦45ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
 3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 4. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
5. 4に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ（境）」と記載すること。
 6. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HIVの場合は「C」と記載すること。
 7. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
 8. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
 9. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いるこ

とはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特別退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特別退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(11)（第四十七条関係）

（裏 面）

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

（表 面）

健康保険資格確認書			
家族（被扶養者） 年 月 日 交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
認 定 年 月 日	年 月 日		
被 保 険 者 氏 名			
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	印		

- 備考
1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
 2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
 4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(12)（第四十七条関係）

（裏 面）

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

（表 面）

健康保険資格確認書

家族（被扶養者）

年 月 日 交付

記 号	番 号	(枝番)
氏 名		
性 別		
生 年 月 日	年	月 日
認 定 年 月 日	年	月 日
被 保 険 者 氏 名		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日
限 度 額 区 分 発 効 年 月 日		年 月 日
長 期 入 院 該 当		年 月 日
特 定 疾 病 区 分 発 効 年 月 日		年 月 日
有 効 期 限		年 月 日
保 険 者 番 号		
保 険 者 名 称	印	

- 備考 1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第十号(1) (第五十二条関係)

(裏 面)

- 注意事項
1. 事業主からこの証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
 3. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。
 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 5. この証の記載事項に変更があった場合には、資格確認書にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。

- 備考
1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
 2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
 3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「対象者」の欄の「氏名」欄に本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険高齢受給者証			
令和 年 月 日交付			
記号		番号	(枝番)
被 保 険 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
対 象	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
者	住 所		
発 効 年 月 日		令和 年 月 日	
有 効 期 限		令和 年 月 日	
一 部 負 担 金 の 割 合			
保 険 者	保 険 者 号 名 称 及 び 印		

様式第十号(2) (第五十二条関係)

(表面)

健康保険 高齢受給者証	令和 年 月 日交付	
記号	番号	(枝番)
氏名	被保険者氏名	
生 年 月 日	年 月 日	
発 効 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 限	年 月 日	
一部負担金の割合		
保 険 者 番 号		
保 険 者 名 称		
印		

(裏面)

注 意 事 項
1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
3. 被保険者の資格が無くなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. この証の記載事項に変更があった場合には、資格確認書にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。
住所
備考

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 被保険者については、表面の「被保険者氏名」欄に本人と記載することとする。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十三号(第九十九条関係)

(表 面)

健康保険特定疾病療養受療証			
令和 年 月 日交付			
認定疾病名			
受 診 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	昭 平 令 年 月 日 生	
被 保 険 者	住 所		
	記 号	番 号	(校 番)
	氏 名 及 び 生 年 月 日	昭 平 令 年 月 日 生	
自己負担限度額			
発 効 期 日	令和 年 月 日	日から有効	
保 険 者 名 及 び 印			

（裏面）
注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一カ月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
- ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
- 保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、資格確認書を提出することにより被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、五日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があつた場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- この証の大きさは、縦二七ミリメートル横九一ミリメートルとする。
- この証は、受診者一人ごとにこれを作製すること。
- 受診者が被保険者であるときは、表面の「受診者」の欄の「氏名及び生年月日」欄に被保険者本人と記載し、受診者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十三号の二(第百三条の二及び第百二十九条の二関係)

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険限度額適用認定証			
令和 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号		番 号 (枝番)
	氏 名		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
適 用 対 象 者	氏 名		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
	住 所		
発 効 年 月 日		令和 年 月 日	
有 効 期 限		令和 年 月 日	
適 用 区 分			
保 険 者	保 険 者 番 号 及 び 印		

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、

マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

様式第十四号(第百五条及び第百二十九条の三関係)

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
令和 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号		番号 (枝番)
	氏 名		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
	住 所		
発効年月日		令和 年 月 日	
有効期限		令和 年 月 日	
適用区分			
長期入院 該 当		令和 年 月 日	保険 者印
保 険 者	保 険 者 番 号 名 称 及 び 印		

マイナ保険証(※)を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（船員保険法施行規則の一部改正）
第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章・第一章の二（略）			第一章・第一章の二（略）		
第二章 被保険者			第二章 被保険者		
第一節・第二節（略）			第一節・第二節（略）		
第三節 資格確認書、資格情報通知書等（第三十四条―第四十一条）			第三節 被保険者証等（第三十四条―第四十一条）		
第三章（第八章）（略）			第三章（第八章）（略）		
附則			附則		
（法第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法）			（法第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法）		
第一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第四十二条第一項第一号において同じ。）を送信する方法とする。			第一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）第二条第十二項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。		
（協会に対する情報の提供）			（協会に対する情報の提供）		
第二条 法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。			第二条 法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。		
一（略）			一（略）		
二 第六条第一項、第十一条の二から第十四条まで並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第三十六条第一項に規定する資格確認書の訂正に関する事項			二 第六条第一項、第十一条の二から第十四条まで並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第三十六条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項		
三（五）（略）			三（五）（略）		
（協会による被保険者情報の登録）			（協会による被保険者情報の登録）		
第六条の三 協会は、法第五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣が法第十五条第一項本文の確認を行った日（法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、協会が第三十条の規定による届出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による届出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。			第六条の三 協会は、法第五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構が第六条第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。		
（氏名変更の申出）			（氏名変更の申出）		
第二十四条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を船舶所有者に申し出るとともに、第三十五条第二項に規定する資格確認書（書面に限る。第三十五条第五項から第八項まで、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第五百五十七条及び第九十一条において同じ。）の交付を受けている被保険者は、当該資格確認書を船舶所有者に提出しなければならない。			第二十四条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を船舶所有者に申し出るとともに、被保険者証を船舶所有者に提出しなければならない。		

（傍線部分は改正部分）

(協会による被扶養者情報の登録)

第二十七条の三 第六条の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出(被扶養者に異動が生じたときに限る。)を受けた場合について準用する。この場合において、第六条の三中「法第十五条第一項本文の確認を行った日(法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日)」、協会が第三十条の規定による届出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による届出を受けた日の属する月の末日」とあるのは「第二十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出(被扶養者に異動が生じたときに限る。)を受けた日」と、「確認、届出又は届出に係る被保険者」とあるのは「届出に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

第三節 資格確認書、資格情報通知書等

(資格確認書の交付等)

第三十五条 法第二十八条の二第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、申請者が任意継続被保険者である場合を除き、船舶所有者を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、船舶所有者を経由して行うことが困難であると協会が認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

一 申請の年月日

二 申請者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号

三 申請に係る被保険者又はその被扶養者の氏名、生年月日及び被保険者等記号・番号又は個人番号(前号に掲げる事項を除く。)

四 申請の理由

五 その他協会が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めるものがある場合には、その旨

2| 協会は、前項の規定による交付又は提供の申請があつたときは、申請者に対し、法第二十八条の二第一項に規定する書面(次項各号に掲げる事項を記載した様式第一号によるものに限る。)であつて複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法(第四項に規定するものであつて、様式第一号により表示することができるものに限る。)により提供しなければならない。この場合において、当該書面又は当該電磁的方法により提供されたもの(以下「資格確認書」という。)の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において保険者が定めるものとする。

3| 法第二十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付又は提供に係る被保険者又はその被扶養者の氏名、性別及び生年月日

二 被保険者等記号・番号及び被保険者番号並びに保険者の名称

三 資格取得年月日及び資格確認書の交付又は提供の年月日

四 一部負担金の割合又は百分の百から法第七十六条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び発効期日(交付又は提供に係る被保険者又はその被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該被保険者又はその被扶養者が高齢受給者証(第四十一条第一項に規定する高齢受給者証をいう。第四十条の三第一項第三号において同じ。)の交付を受けていないときに限る。)

(協会による被扶養者情報の登録)

第二十七条の三 第六条の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第六条の三中「機構が第六条第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出」とあるのは「厚生労働大臣が第二十六条第一項の規定による届出」と、「又は届出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

第三節 被保険者証等

(被保険者証の交付)

第三十五条 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第一号による被保険者証(以下単に「被保険者証」という。)を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が同一の都道府県の区域内における当該船舶所有者の住所の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

一 法第十五条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った旨

二 被保険者等記号・番号の変更を行った旨

三 第六条の二第一項の届書を受理した旨

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 有効期限

六 被保険者の氏名（被扶養者に係るものに限る。）

七 その他協会が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めたもの

4 法第二十八条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。

5 協会は、第二項の規定により申請者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）に資格確認書を交付しようとするときは、これを船舶所有者に送付しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。

6 前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、船舶所有者は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

7 第二十四条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、船舶所有者を経由せず行ふものとする。

一 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第八十九条の規定による協会の認定に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第八十八条第八項の意思を表示した場合を除く。）

二 令第十条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくは二、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二の規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十三条第四項の意思を表示した場合を除く。）

三 令第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号口の規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条第一項及び第九十五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十五条第三項の意思を表示した場合を除く。）

8 協会は、第二項の規定により申請者（疾病任意継続被保険者に限る。以下この項において同じ。）に資格確認書を交付しようとするときは、これを申請者に送付しなければならない。

（資格確認書の訂正）

第三十六条 被保険者（資格確認書の交付を受けているものであつて、当該被保険者又はその被扶養者が電子資格確認（法第十二条第十二項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）を受けることができない状況にあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、被保険者等記号・番号又は当該被保険者若しくはその被扶養者の氏名若しくは性別に変更があつたときは、遅滞なく、資格確認書を協会に提出しなければならない。この場合においては、船舶所有者及び厚生労働大臣の順に經由して行ふものとする。

（新設）

2 協会は、前項の規定により被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に被保険者証を交付しようとするときは、これを船舶所有者に送付しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

3 前項本文の規定による被保険者証の送付があつたときは、船舶所有者は、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

（新設）

4 協会は、第一項の規定により疾病任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを疾病任意継続被保険者に送付しなければならない。

（被保険者証の訂正）

第三十六条 被保険者は、被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、被保険者証を協会に提出しなければならない。この場合においては、船舶所有者及び厚生労働大臣の順に經由して行ふものとする。

- 2 協会は、前項の規定による資格確認書の提出があったときは、遅滞なく、その事項を訂正して、船舶所有者を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
- 3 前二項の規定による資格確認書の提出及び返付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は、船舶所有者及び厚生労働大臣を経由することを要しない。
(資格確認書の再交付)
- 第三十七条 被保険者は、資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請することができる。
一(三) (略)
- 2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。
- 3 協会は、第一項の規定による申請を受けたときは、資格確認書を被保険者に再交付しなければならない。
- 4 被保険者は、資格確認書の再交付を受けた後、失った資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を協会に返納しなければならない。
- 5 第一項の規定による資格確認書の再交付の申請、第三項の規定による資格確認書の再交付及び前項の規定による資格確認書の返納は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、船舶所有者を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、船舶所有者を経由して行うことが困難であると協会が認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、第三項の規定による資格確認書の再交付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
(資格確認書の検認又は更新等)
- 第三十八条 協会は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。
- 2 船舶所有者は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。
- 3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを船舶所有者を経由して協会に提出しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
- 4 疾病任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。
- 5 協会は、第二項又は前項の規定により資格確認書の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。
- 6 協会は、前項の規定により被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを船舶所有者に送付しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

- 2 協会は、前項の規定による被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、その事項を訂正して、船舶所有者を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
- 3 前二項の規定による被保険者証の提出及び返付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は、船舶所有者及び厚生労働大臣を経由することを要しない。
(被保険者証の再交付)
- 第三十七条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再交付を申請しなければならない。
一(三) (略)
- 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。
- 3 協会は、第一項の規定による申請を受けたときは、様式第一号による被保険者証を被保険者に再交付しなければならない。
- 4 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を協会に返納しなければならない。
- 5 第一項の規定による被保険者証の再交付の申請、第三項の規定による被保険者証の再交付及び前項の規定による被保険者証の返納は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、船舶所有者を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、船舶所有者を経由して行うことが困難であると協会が認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、第三項の規定による被保険者証の再交付は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。
(被保険者証の検認又は更新)
- 第三十八条 協会は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。
- 2 船舶所有者は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。
- 3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを船舶所有者に提出しなければならない。
- 4 疾病任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを協会に提出しなければならない。
- 5 協会は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。
- 6 協会は、前項の規定により被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを船舶所有者に送付しなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

7 船舶所有者は、前項の規定により資格確認書の送付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 協会は、第五項の規定により疾病任意継続被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを疾病任意継続被保険者に送付しなければならない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

(被保険者資格証明書)

第三十九条 厚生労働大臣は、被保険者に対し、第六条の三の規定による被保険者情報の登録(第二十七条の三において準用する場合を含む。第三項において同じ。)又はこの省令の規定による資格確認書の交付、提供、返付若しくは再交付(第三項において「交付等」という。)が行われるまでの間に当該被保険者を使用する船舶所有者又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、第四十二条の規定にかかわらず、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者情報の登録が行われたことを確認したとき、資格確認書の交付等を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

(資格確認書の返納)

第四十条 船舶所有者は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、資格確認書を回収して、これを協会に返納しなければならない。この場合(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一 被保険者(資格確認書の交付を受けているものに限る。以下この条において同じ。)が資格を喪失したとき。

二・三 (略)

2 (略)

3 第一項第一号(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)又は第三号に掲げる場合において船舶所有者が返納すべき資格確認書は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届(同号に掲げる場合にあつては、第十四条の二の届書。以下この項において同じ。)に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合においては、十日以内に、資格確認書を船舶所有者に提出しなければならない。

一・三 (略)

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により資格確認書を提出すべき者が死亡したときは、葬祭料の支給を受けるべき者は、その申請の際、資格確認書を協会に返納しなければならない。ただし、葬祭料の支給を受けるべき者がいないときは、葬祭を行った者において資格確認書を返納しなければならない。

7 船舶所有者は、前項の規定により被保険者証の送付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 協会は、第五項の規定により疾病任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを疾病任意継続被保険者に送付しなければならない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

(被保険者資格証明書)

第三十九条 厚生労働大臣は、被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する船舶所有者又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

(被保険者証の返納)

第四十条 船舶所有者は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを協会に返納しなければならない。この場合(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一 被保険者が資格を喪失したとき。

二・三 (略)

2 (略)

3 第一項第一号(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。)又は第三号に掲げる場合において船舶所有者が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届(同号に掲げる場合にあつては、第十四条の二の届書。以下この項において同じ。)に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合においては、十日以内に、被保険者証を船舶所有者に提出しなければならない。

一・三 (略)

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、葬祭料の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を協会に返納しなければならない。ただし、葬祭料の支給を受けるべき者がいないときは、葬祭を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

(法第二十八条の二第二項の厚生労働省令で定める方法)

第四十条の二 法第二十八条の二第二項の厚生労働省令で定める方法は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された事項を様式第一号により映像面に表示する方法とする。

(資格情報通知書による通知)

第四十条の三 協会は、被保険者の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至つた被保険者に

対し、当該被保険者又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録(以下「資格情報通知書」という。)により通知しなければならない。

一 当該通知に係る被保険者又はその被扶養者の氏名

二 被保険者等記号・番号、保険者番号及び保険者の名称

三 一部負担金の割合又は百分の百から法第七十六条第二項第一号八若しくは二に定める割合を控除して得た割合並びに有効期限及び発効期日(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者又はその被扶養者であつて、高齢受給者証の交付を受けていないものに係るものに限る。)

四 資格取得年月日及び通知年月日

2 協会は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第八十七条第七項、第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項を除き、以下同じ。)、保険薬局等(法第五十三条第六項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。)(又は指定訪問看護事業者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る被保険者又はその被扶養者は、個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四十二条第一項第一号において同じ。))とともに、資格情報通知書又は番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又はその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3 第一項の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。次項において同じ。)に対する通知は、船舶所有者を通じて行わなければならない。ただし、協会が支障がないと認めるときは、この限りでない。

4 船舶所有者は、前項本文の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更が生じた場合(資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。)について準用する。

(新設)

(新設)

(資格情報通知書による再通知)

第四十条の四 被保険者(資格確認書の交付又は提供を受けているものを除く。以下この条において同じ。)は、資格情報通知書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出して、その再通知を申請することができる。

- 一 被保険者等記号・番号又は個人番号
- 二 氏名及び生年月日
- 三 再通知申請の理由

2 協会は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る被保険者又はその被扶養者の資格に係る情報を、資格情報通知書により被保険者に再通知しなければならない。ただし、当該被保険者又はその被扶養者が番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて前条第一項各号に掲げる事項を取得できる場合において、その取得できる旨をあらかじめ当該被保険者に通知したときは、この限りでない。

3 第一項の規定による申請及び前項の規定による再通知は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、船舶所有者を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、船舶所有者を経由して行うことが困難であると協会が認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

4 前項本文の規定にかかわらず、第二項の規定による再通知は、被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除き、協会が支障がないと認めるときは、船舶所有者を経由することを要しない。

(高齢受給者証の交付等)

第四十一条 協会は、被保険者が法第五十五条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける場合又はその被扶養者が法第七十六条第二項第一号八若しくは二の規定の適用を受ける場合であつて、当該被保険者又はその被扶養者が資格確認書(一部負担金の割合又は百分の百から同号八若しくは二に定める割合を控除して得た割合が記載され、又は記録されていないものに限る。)の交付又は提供を受けているときは、当該被保険者に様式第二号による高齢受給者証(以下単に「高齢受給者証」という。)を有効期限を定めて交付しなければならない。

2・3 (略)

4 第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「申請することができる」とあるのは、「申請しなければならない」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法)

第四十二条 法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法
- 二 資格確認書を提出し、又は提示する方法
- 三 処方せんを提出する方法(保険薬局等から療養を受けようとする場合に限る。)

(新設)

(高齢受給者証の交付等)

第四十一条 協会は、被保険者が法第五十五条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けるとき、又はその被扶養者が法第七十六条第二項第一号八若しくは二の規定の適用を受けるときは、当該被保険者に様式第二号による高齢受給者証(以下単に「高齢受給者証」という。)を有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合又は百分の百から法第七十六条第二項第一号八若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

(法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法)

第四十二条 法第五十三条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(新設)

- 一 被保険者証を提出する方法
- 二 処方箋を提出する方法(保険薬局等(法第五十三条第六項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする場合に限る。)

四 保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）を用いて、協会に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、協会から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

五 其他厚生労働大臣が定める方法

2 被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（協会に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合及び資格確認書（一部負担金の割合が記載され、又は記録されているものに限る。）を提出し、又は提示する場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までに定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

3 (略)

(令第三条第二項第一号に規定する収入の額)

第四十六条 令第三条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(継続療養給付の申請等)

第六十八条 (略)

2 6 (略)

7 第三十七条第一項から第四項までの規定は、継続療養受療証明書について準用する。この場合において、同条第一項中「申請することができる」とあるのは、「申請しなければならない」と読み替えるものとする。

三 保険医療機関等（法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第八十七条第七項、第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項を除き、以下同じ。）、保険薬局等又は指定訪問看護事業者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）を用いて、協会に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、協会から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二条第十二項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

(新設)

2 被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（協会に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

3 (略)

(令第三条第二項第一号に規定する収入の額)

第四十六条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第三条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(継続療養給付の申請等)

第六十八条 (略)

2 6 (略)

7 第三十七条第一項から第四項までの規定は、継続療養受療証明書について準用する。

(家族療養費の支給)

第八十条 第四十二条、第四十五条、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条から第五十八条まで、第六十八条、第八十八条、第九十三条及び第九十五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第七十六条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

(家族訪問看護療養費の支給)

第八十二条 第四十二条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十二条及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第七十六条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

(特定疾病の認定の申請等)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、当該認定を受けた被保険者であつて、当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対し、様式第五号による特定疾病療養受療証（以下単に「特定疾病療養受療証」という。）又は当該認定に係る情報が記載され、若しくは記録された資格確認書（当該被保険者が記載又は記録を求めた場合に限る。）を交付し、又は提供しなければならない。

5 (略)

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第八十九条に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第四十二条第一項第二号（資格確認書に当該認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）若しくは第三号又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7・8 (略)

9 第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第一項から第三項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十七条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第八十八条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(家族療養費の支給)

第八十条 第四十二条、第四十五条、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条から第五十八条まで、第六十八条、第八十八条、第九十三条及び第九十五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と読み替えるものとする。

(家族訪問看護療養費の支給)

第八十二条 第四十二条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十二条及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又は二」と読み替えるものとする。

(特定疾病の認定の申請等)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第五号による特定疾病療養受療証（以下単に「特定疾病療養受療証」という。）を交付しなければならない。

5 (略)

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第八十九条に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第四十二条第一項（第三号を除く。）又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7・8 (略)

9 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第一項から第三項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第八十八条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(限度額適用の認定等)

第九十三条 協会は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、限度額適用認定を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額認定を取り消さなければならない。

2 協会は、限度額適用認定を受けた被保険者であつて、様式第六号による限度額適用認定証(以下単に「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするもの(当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書(当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていないものに限る。)の交付又は提供を受けているものに限る。)から申請者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証を交付しなければならない。

3・4 (略)

5 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第四十二条第一項第二号(資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。)若しくは第三号又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 (略)

7 第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。)中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十三条第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(限度額適用の認定等)

第九十三条 協会は、被保険者が令第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定(令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この項及び第九十五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。)を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、令第十条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくは二、第三号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二の規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定(令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「限度額適用認定」という。)を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額認定を取り消さなければならない。

2 協会は、限度額適用認定を受けた被保険者であつて、様式第六号による限度額適用認定証(以下単に「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証を交付しなければならない。

3・4 (略)

5 限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第四十二条第一項(第三号を除く。)又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 (略)

7 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条第二項から第四項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。)中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十三条第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

2 協会は、前項の申請に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行ったときは、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた被保険者であつて、当該被保険者又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対し、様式第七号による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下単に「限度額適用・標準負担額減額認定証」という。）又は当該限度額適用・標準負担額減額認定に係る情報が記載され、若しくは記録された資格確認書（当該被保険者が記載又は記録を求めた場合に限り）を有効期限を定めて交付し、又は提供しなければならない。

3
(略)

4 限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が、第四十二条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用・標準負担額減額認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）若しくは第三号又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

5
(略)

6 第三十五條第五項、第六項及び第八項、第三十六條から第三十八條まで、第四十條第一項から第三項まで並びに第九十三條第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五條第五項、第三十八條第二項及び第四十條第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五條第三項の意思を表示しない者」と、第三十五條第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五條第三項の意思を表示しない者」と、第三十七條第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八條第二項及び第四十條第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五條第三項の意思を表示しない者」と、第九十三條第三項第四号中「令第十條第一項第一号イに掲げる者が令第九條第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第一号ロに掲げる者が令第九條第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第一号ハに掲げる者が令第九條第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第一号ニに掲げる者が令第九條第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第二号ハに掲げる者が令第九條第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第二号二に掲げる者が令第九條第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第三号ハに掲げる者が令第九條第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十條第三項若しくは第四項の規定により令第九條第二項第一号若しくは第二号のいずれか」とあるのは「令第十條第一項第一号ホに掲げる者が令第九條第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十條第一項第二号ホに掲げる者が令第九條第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十條第一項第二号ヘに掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十條第一項第二号エに掲げる者に該当しなくなったとき」である。

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

2 協会は、前項の申請に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行ったときは、様式第七号による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下単に「限度額適用・標準負担額減額認定証」という。）を有効期限を定めて交付しなければならない。

3
(略)

4 限度額適用 標準負担額減額認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が、第四十二条第一項（第三号を除く。）又は第二項に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受えようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

5
(略)

6 第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで及び第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十五条第二項、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又若しくは令第十条第三項第三号若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号若しくは第二号のいずれか」とあるのは「令第十条第一項第一号ホに掲げる者が令第九条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ホに掲げる者が令第九条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九号第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九号

が令第九条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロに掲げる者が令第九条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号」と読み替えるものとする。

(資格確認書等を提出する場合の経由)

第百五十七條 法第二条第一項の規定による被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者及び同条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者を除く。）が第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資格確認書又は高齢受給者証を厚生労働大臣に提出しようとするときは、その者を使用する船舶所有者を経由するものとする。

(療養の給付等に関する記録の提供)

第百五十九條の二 協会は、被保険者等の求めに応じ、当該被保険者等の健康の保持増進のために必要な範囲内において、当該被保険者等に対し、協会が保有する当該被保険者等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録を提出する方法により提供することができる。

(船員保険事務組合の行う事務)

第百七十三條 法第百四十五条第一項の規定による指定を受けた船舶所有者の組織する団体（以下「船員保険事務組合」という。）は、船舶所有者が行わなければならない次に掲げる事務を行うものとする。

一 第十一条の二から第十三条まで、第二十六条、第三十五条第六項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条第二項及び第七項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事務

二 第百五十七條に規定する経由に伴う事務

第百七十四條 前条の規定により船員保険事務組合が船舶所有者が行わなければならない事務を行う場合において、第二十三条の二から第二十五条まで、第二十六条、第三十四条、第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第五項及び第六項並びに第三十八条の規定の適用については、「船舶所有者」とあるのは、「船員保険事務組合」と読み替えるものとする。

(法第百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限)

第百九十一條 法第百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 第三十六条第一項の規定による資格確認書の受領

十 十一 (略)

十二 第四十条第一項の規定による資格確認書の受領

十三 十六 (略)

条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロに掲げる者が令第九条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号」と読み替えるものとする。

(被保険者証等を提出する場合の経由)

第百五十七條 法第二条第一項の規定による被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者及び同条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者を除く。）が第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により被保険者証又は高齢受給者証を厚生労働大臣に提出しようとするときは、その者を使用する船舶所有者を経由するものとする。

(療養の給付等に関する記録の提供)

第百五十九條の二 協会は、被保険者等の求めに応じ、当該被保険者等の健康の保持増進のために必要な範囲内において、当該被保険者等に対し、協会が保有する当該被保険者等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百七十条において同じ。）を提出する方法により提供することができる。

(船員保険事務組合の行う事務)

第百七十三條 法第百四十五条第一項の規定による指定を受けた船舶所有者の組織する団体（以下「船員保険事務組合」という。）は、船舶所有者が行わなければならない次に掲げる事務を行うものとする。

一 第十一条の二から第十三条まで、第二十六条、第三十五条第三項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条第二項及び第七項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事務

二 第百五十七條に規定する経由に伴う事務

第百七十四條 前条の規定により船員保険事務組合が船舶所有者が行わなければならない事務を行う場合において、第二十三条の二から第二十五条まで、第二十六条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第五項及び第六項並びに第三十八条の規定の適用については、「船舶所有者」とあるのは、「船員保険事務組合」と読み替えるものとする。

(法第百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限)

第百九十一條 法第百五十三條第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 第三十六条第一項の規定による被保険者証の受領

十 十一 (略)

十二 第四十条第一項の規定による被保険者証の受領

十三 十六 (略)

様式第一号、様式第二号及び様式第五号から様式第七号までを次のように改める。
様式第一号(1)(第三十五条関係)
(表 面)

船員保険資格確認書			
本人 (被保険者)		年 月 日 交付	
記 号	番 号	(枝番)	
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日		
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 險 者 名 称	印		

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}脾臓・^た小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

様式第一号(2) (第三十五条関係)

(表 面)

船員保険資格確認書									
本人 (被保険者)									
年 月 日交付									
記 号	番 号			(枝番)					
氏 名									
性 別									
生 年 月 日				年 月 日					
資格取得年月日				年 月 日					
一部負担金の割合 発効年月日	割			年 月 日					
限度額区分 発効年月日				年 月 日					
長期入院該当									
特定疾病区分 発効年月日				年 月 日					
有効期限									
保 険 者 番 号									
保 険 者 名 称									印

- 備考
- この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
 - 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
 - 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができる。
 - 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出すること。
 - 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証)に示す割合であること。
 - 被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は5日以内に保険者に返納すること。
 - 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。
 - 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができま す。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 - 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 - 3. 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【特記欄： 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

備考

- 1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
- 2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
- 3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第9条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
- 4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第66条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ（境）」と記載すること。
- 5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅣVの場合は「C」と記載すること。
- 6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
- 7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
- 8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日

(9) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

吾

本人署名 (自筆) : _____ 家族署名 (自筆) : _____

備考 1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

(3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

(4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

(5) 被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は5日以内に保険者に返納すること。

(6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

(7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

(8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第一号(4) (第三十五条関係)

(表 面)

船 員 保 険 資 格 確 認 書	本人 (被保険者)	年 月 日 交付
記 号 氏 名 性 別 生 年 月 日 資格取得年月日 一部負担金の割合・発効年月日 限度額区分・発効年月日 長期入院該当 特定疾病区分・発効年月日 有 効 期 限	番 号	(枝番) 年 月 日
保 険 者 番 号		
保 険 者 名 称		
印		

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができ
ます。記入する場合は、1 から3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名 (自筆)： 家族署名 (自筆)：

備考

1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

4. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第9条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。

5. 4に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」と記載すること。

6. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。

7. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

8. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。

9. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
- (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いるこ

とはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

(5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

(6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなること。

(7) 被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は5日以内に保険者に返納すること。

(8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

(9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

(10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第一号(5) (第三十五条関係)

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

(表 面)

船員保険資格確認書			
本人（被保険者） 年 月 日 交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	印		

- 備考 1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は5日以内に保険者に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。